

# 船舶事故調査報告書

平成24年12月20日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年7月21日（土） 04時03分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山下津港下津区 和歌山県海南市所在の下津西ノ浦防波堤灯台から真方位310° 200m付近 （概位 北緯34°06.9′ 東経135°08.1′）
事故調査の経過	平成24年8月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>みさと</sup> 美里丸、2.3トン WK3-20119（漁船登録番号）、個人所有 9.46m（Lr）×2.44m×0.74m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和62年6月9日 B プレジャーボート 第一しんこう丸、5トン未満 252-10289和歌山、個人所有 4.84m（Lr）×1.42m×0.66m、FRP ディーゼル機関、2.21kW、昭和57年1月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 79歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月18日 免許証交付日 平成21年9月28日 （平成27年2月4日まで有効） B 船長B 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年10月18日 免許証交付日 平成23年3月14日 （平成28年4月12日まで有効）
死傷者等	A なし B なし
損傷	A 船底部に擦過傷 B 船尾部右舷側に亀裂、マストが曲損
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、平成24年7月21日04時0

	<p>0分ごろ和歌山下津港下津区の海南市西ノ浦の西岸を出港し、船長Aが、操舵装置の後方で立って手動操舵に当たり、操舵室上部のマストに白色全周灯と両色灯を表示して下津西ノ浦防波堤灯台（以下「防波堤灯台」という。）の東方で和歌山県有田市沖ノ島沖の漁場に向け、約3～4ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で西北西進した。</p> <p>船長Aは、前方を見ていたものの、船首方を同航中のB船の灯火に気付かず、04時03分ごろ、防波堤灯台から真方位310°200m付近において、A船とB船とが衝突した。</p> <p>船長Aは、何かに乗り揚げたように感じて機関を停止し、船長Bの声を聞いて衝突したことを知った。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、04時00分ごろ西ノ浦の東岸を出港し、船長Bが、船尾部左舷側に腰を掛けて舵柄による操船に当たり、マストに白色全周灯と両色灯を表示して防波堤灯台の東方で有田市地ノ島沖の釣り場に向け、約3knの速力で西北西進した。</p> <p>船長Bは、釣り場に到着するまでに釣りの準備をしておくことにし、擬似針を付けた釣り具を繰り出すことに注意を向けていたので、船尾方から接近するA船に気付かず、釣り具を出し終える頃に船尾方を見たとき、船尾方至近にA船を視認したが、直後にB船の船尾部右舷側とA船の船首部とが衝突し、A船がB船の右舷側に乗り上げた。</p> <p>A船及びB船は、自力航行して出港場所に帰港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、最高速力が約30knであるが、燃料の節約のために低速力で航行しており、レーダーなどの航海機器はなかった。</p> <p>B船は、操舵室がなく、機関囲壁上部に設置されたマストの頂部（海面上の高さ約2m）に白色全周灯を、その下方約1mに両色灯をそれぞれ表示していたが、衝突時の衝撃でバッテリーが移動して灯火の配線が切断した。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、和歌山下津港下津区を西北西進中、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、先行するB船に接近していることに気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、和歌山下津港下津区を西北西進中、船長Bが、釣り具を繰り出すことに注意を向け、見張りを適切に行っていなかったことから、船尾方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考え</p>

	られる。
<b>原因</b>	本事故は、夜間、和歌山下津港下津区において、A船がB船の後方を西北西進中、B船が西北西進中、船長A及び船長Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間航海においては、目視による見張りを厳重に行うこと。</li> <li>・ 救命胴衣を着用すること。</li> </ul>